

定住促進住宅のご案内

* 定住促進住宅は、**若年世帯や移住・定住を希望する方に向けて
みなかみ町が設置しました。**

この住宅はみなかみ町営住宅内の一部を活用して運営しています。自治会活動は町営住宅の住民と一緒にを行います。

* 入居資格は、町条例などにより制約があります。入居申込書や提出された書類をもとに確認します。

* 定住促進住宅に空室ができた時に募集を行い、申込みを受け付ける方法をとっています。

定住促進住宅対象団地 (全6室)

住所 : 群馬県利根郡みなかみ町下牧1382番地4

第3矢瀬団地7号棟 403号室・404号室

: 群馬県利根郡みなかみ町鹿野沢637番地

鹿野沢団地K棟 203号室・204号室・303号室・304号室

群馬県住宅供給公社みなかみ支所

〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318

みなかみ町役場地下2階

電話 0278-25-8423

■ 入居条件など

1. 入居対象者

町内に住所を有する方、または町内に移住・定住を希望する方で、次の項目に該当する世帯

- ① 若年夫婦（入居時に年齢合計が90歳未満の夫婦）
- ② 子育て世帯（入居時に妊娠または中学校卒業までの子どもがいる世帯）
- ③ 鹿野沢団地K棟は、単身入居可能

※ただし、単身入居者は身元引受人を1名たてること

2. 入居期間

5年以内（最大2年間の入居延長可能ですが、条件があり申請が必要です）

※入居期間延長は、一回の申請上限は12か月以内です。

みなかみ町に移住・定住することを目的に、5年間の入居期間が設けられた住宅ですので、民間住宅の契約更新とは意味が異なります。

申請を行い、町長の許可を受けなければ延長はできません。

3. 入居出来ない者

- ① 暴力団員
- ② 税等を滞納している方

4. 家賃

月額35,000円

※入居が月の途中であれば、日割り計算いたします

5. 敷金

家賃額の2ヶ月分（70,000円）

※入居説明会の時にお支払ください

*申込資格の有無は、すべての書類を提出していただいてから総合的に判断します。窓口・電話でご相談の段階で口頭や一部の書類でご質問いただく場合がありますが、最終的な判断はできません。

後日、書類を提出された後に相談時と判断が異なる場合があります。

ご了承ください。

*申込複数の場合は、抽選になります。あらかじめご了承ください。

■ 申込みから入居まで

① 入居募集

■町のホームページで空室情報を公開します。

右のQRコードを読み取りご確認くださいか、
群馬県住宅供給公社みなかみ支所へお問い合わせください。
公開されているお部屋のみ、申し込みいただけます。



②申込み 入居条件(2ページ)と提出書類(4ページ)を確認してください。

■申込みに必要な書類をすべて揃えて、群馬県住宅供給公社みなかみ支所へ直接申込みをしてください。

《注意》*郵送または代理人による申し込みはできません。

*申込内容に変更が生じた場合、必ず連絡してください。

③入居者の選考

■申込書類を参考に、入居者を決定します。

*審査の結果、入居が認められない場合があります。

*申し込みが複数ある場合は、抽選になります。

④入居の決定

■入居説明会の通知と、契約書を送付します。

*入居が許可されたら、入居説明会の日程の確認、連絡をいたします。

説明会の日にあわせて、契約書やその他の書類を作成します。

⑤入居説明会

■契約書類を提出し、敷金を納付してください。

*入居説明会の後、現地でお部屋を確認して鍵をお渡しします。

⑥入居

■鍵を渡した日が入居日となり、この日から家賃が発生します。

入居後は20日以内に住所を移し、異動後の住民票を群馬県住宅供給公社みなかみ支所へ提出してください。

⑦再募集

■申込期間中に申込者が現れない場合は、随時申込となります。

*みなかみ町のホームページに、空き部屋情報として掲載されます。

*この場合は先着順で申し込みを受け付けます。

*入居条件は同じです。

■ 申込時の提出書類

	提出書類	発行元	摘要
1	入居申込書	みなかみ町指定様式	正しく、わかりやすく記入
2	住民票 発行日から3ヶ月以内	お住いの市区町村	本籍地、続柄、戸籍筆頭者などがすべて記載されたもの 同居予定の方、全員分
3	誓約書	みなかみ町指定様式	正しく、わかりやすく記入
4	完納証明書 非課税証明書 発行日から3カ月以内	お住いの市区町村 自治体によって、発行書類の名称が異なる場合があります	税等に滞納が無いという証明書 15歳以上の同居予定の方も提出

※その他、住宅供給公社が必要とする書類がある場合は、そちらも提出してください。

★外国籍の方は、住民票と一緒に特別永住者証明書か、在留カードの写しを提出してください。

■ 契約書について

○入居が決定したら、入居説明会のお知らせと一緒に簡易書留でお送りします。

○必要事項の記入、実印の捺印が必要です。実印とは印鑑登録をしたものです。

提出の際は印鑑登録証明書（現在お住いの住所地のもの）を添付してください。

○单身・外国籍の方は契約書提出の時に、身元引受人の誓約書を提出してください。

身元引受人の印鑑登録証明書・住民票または運転免許証の写しを一緒に提出してください。

■ 定住促進住宅の退去請求事項

以下の行為が判明した場合、住宅の明渡請求の対象となりますので注意してください。

- (1) 不正行為によって入居したとき
- (2) **家賃を3ヶ月以上納めないとき**
- (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき
- (4) 周辺環境を乱す行為、他に迷惑を及ぼす行為をしたとき
- (5) 届け出なく15日以上住宅を空けたとき
- (6) 住宅を他の者に貸す、または入居の権利を他の者に譲渡したとき
- (7) 群馬県住宅供給公社理事長の承認を受けずに、用途変更や模様替えをしたとき
- (9) 定住促進住宅の設置及び管理に関する条例に違反したとき

■ 留意事項

1. 犬・猫・鳥・ハチュウ類等、動物の飼育が禁止されています。

動物を飼育していることが判明した場合、退去していただきます。

(一時的な預かり・餌付け行為も同様です)

2. 次に掲げる団地内の共同施設等にかかった費用は、共益費として入居者の皆さんに負担していただきます。

各自治会により、徴収方法などは異なります。

(1) 階段灯、凍結防止等の電気料

(2) その他住宅及び環境整備上、負担しなければならない費用

* 道路及び道路側溝の清掃

* 団地内の清掃及び除草

* 各戸の消毒

* 毒虫の防除

3. 駐車場施設

(1) 駐車場は1戸に1区画分です。

(2) 団地内の駐車場施設以外の場所へは、車を絶対に置かないでください。

(3) 2台目以降の車を所有する場合は、民間駐車場を借りてください。

4. 団地自治会費、清掃作業等の出不足金等の徴収が団地ごとにあります。

5. 住宅を明け渡す(退去)ときには、次のことを守ってください。

(1) 明渡し届を、群馬県住宅供給公社みなかみ支所に来所して提出してください。

退去立会いは、入居者・公社・修繕業者の三者立会いのもと行いますので、明渡し手続きは2週間前までをお願いしています。

(2) 入居者の負担で、もとどおりに直すこと(原状回復)

※破損箇所の修繕・汚れ箇所の清掃など

6. 生活に必要な開始手続きは、入居が決定してから行ってください。

* **水道の開栓手続き**は、みなかみ町上下水道課 (株)両毛ビジネスサポートみなかみ事業所) 0278-62-3977 へ連絡してください。

開栓申込当日の開栓はできませんのでご注意ください。

* ガスの使用開始は、第3 矢瀬団地・・・(有)月夜野ガス 0278-25-4539

鹿野沢団地・・・水上ガス(株) 0278-72-5485

* 電力自由化により、電力会社は希望するところで契約してください。

東京電力のフリーダイヤルは 0120-995-001

利用開始手続きは 0120-558-434 (電話は大変つながりにくいです)